

霧島市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正について

霧島市手数料条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

令和6年11月25日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例の一部を改正する条例（令和4年霧島市条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

コンビニエンスストアで個人番号カードを利用し証明書を発行することで市役所窓口の混雑の緩和や個人番号カードの取得促進を引き続き図るため、本条例の所要の改正をしようとするものである。